

手 数 料 表

当所は有料職業紹介を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

(1) 求人者から：求人の受付別紙「届出制手数料」に定める金額。

(2) 求職者から：求職の受付1件につき690円（消費税相当分を含む。）

ただし、同一の求職者にかかる求職の申し込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、別紙「届出制手数料」に定める額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

令和 3 年 1 月 2 5 日

宮崎県宮崎市橘通東1－12－1

代表取締役 大澤 郁子

届出制手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人を受け付ける時の事務費用	1件当たり 1,000円 手数料負担者は 求人事業主 とします。
2. 求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる 賃金の50% 手数料負担者は 求人事業主 とします。
3. 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる 賃金の30% 手数料負担者は 求人事業主 とします。
4. 特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 1件当たり 3万円活動1日当たり 2万円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる 賃金の30% 手数料負担者は 求人事業主 とします。
5. 就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる 賃金の30% 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
6. 上記手数料の返戻制度	上記2及び3の手数料につきましては、何れも紹介後就職に至り、その後1年間以上は定着して頂けることを予定しており、1年未満に会社都合以外の理由により離職した場合は下記により一部返戻します。 ①6か月未満の離職 50% ②1年未満の離職 30%

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

株式会社 宮崎派遣センター

宮崎県宮崎市橘通東1－12－1

許可番号 45-コ-010019